

第6章 保存・活用の方針と取組み

1. 文化財の保存と活用に関する将来像

将来像

文化財を通じて人々がつながり
 地域の豊かな暮らしや文化を創造し
 未来へ^{つな}継いでいくまち 四日市

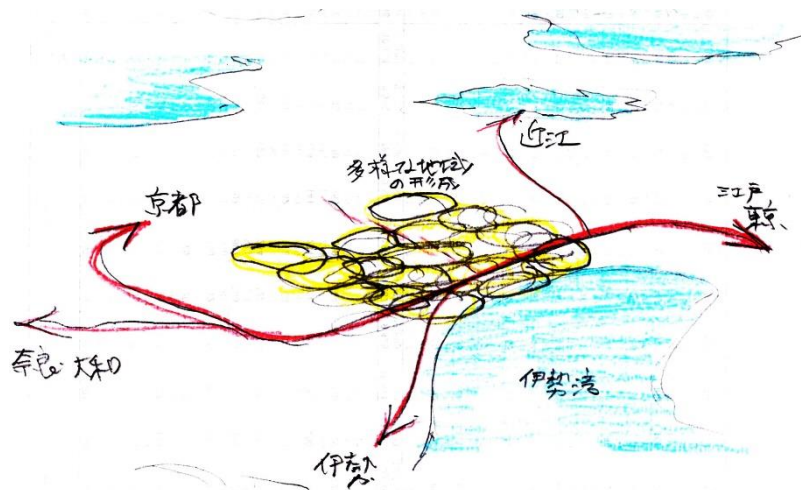
地域の人々が文化財の魅力や価値を知り、共有することで、郷土への愛着が育まれ、多様な地域の活動を共に支え、担う意識も芽生え、受け継がれていきます。

人々がつながることで、暮らしのなかで豊かな心や郷土への誇りが醸成され、永く地域で守り継いできた文化財への想いも受け継ぎながら、時代にあわせて文化財を活かし、新たな魅力や価値を創造することができます。

地域一体で協働しながら、文化財の保存と活用を持続的に行っていくことで、四日市の歴史や文化を未来へとつないでいきます。

[イメージ]

文化財が 地域の学び を深めていく まち	文化財を 地域で守り 文化を育てる まち	文化財が 豊かな 地域の活動 を育む まち	文化財を 支える仕組み がある まち
--------------------------------------	--------------------------------------	--	------------------------------------



将来イメージ① 文化財が地域の学びを深めていくまち

文化財に対する調査や研究を深め、本市の歴史文化を解明するとともに、文化財を伝えていくことで、歴史文化を後世に継承していきます。また、文化財を通じて地域への学びの機会をつくり、地域への理解を深め郷土愛を育みます。生涯の学びや生きがいをつくり、生き生きと暮らし続けられるまちを実現します。

将来イメージ② 文化財を地域で守り文化を育てるまち

文化財を、地域で共有する**歴史的資産**として、所有者や管理者だけでなく、地域で守り、継承していきます。時代の変化にあわせて、関係する主体の多様な関わり方を受け入れています。災害からも守っていきます。文化財を、地域を特徴づける固有の**遺産**として地域で守り、活かすことで、地域の新たな文化を創り出すまちを実現します。

将来イメージ③ 文化財が豊かな地域の活動を育むまち

文化財に関する情報発信や関連施設等の活用を促進することで、多様な人が文化財に関わる機会を作ります。地区における歴史やこれまでの取組みを活かし、文化財の保存・活用を通じて、それぞれの地区の中で、生きがいや生業となる多様な活動を創り出し、地域が活性化するまちを実現します。

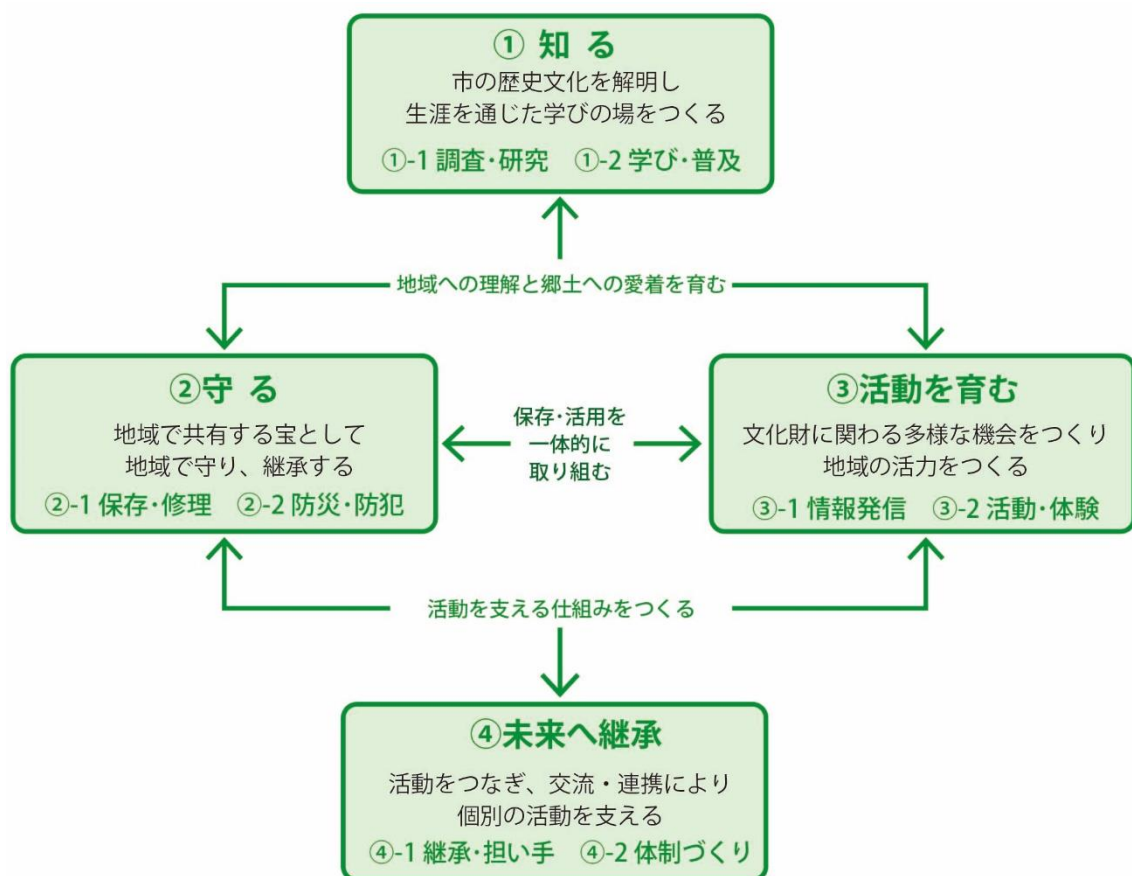
将来イメージ④ 文化財を支える仕組みがあるまち

文化財単位、地区単位等で、個別に取り組むだけでなく、相互に連携、交流し、それぞれの取組みを支援する保存・活用のネットワークを形成します。地域内外の多様な主体の交流を通して、文化財の保存・活用の担い手を発掘、育成していきます。所有者、地域、市役所、大学、事業者等、多分野の主体が協働で保存・活用に取り組むまちを実現します。

2. 保存・活用による文化財の継承

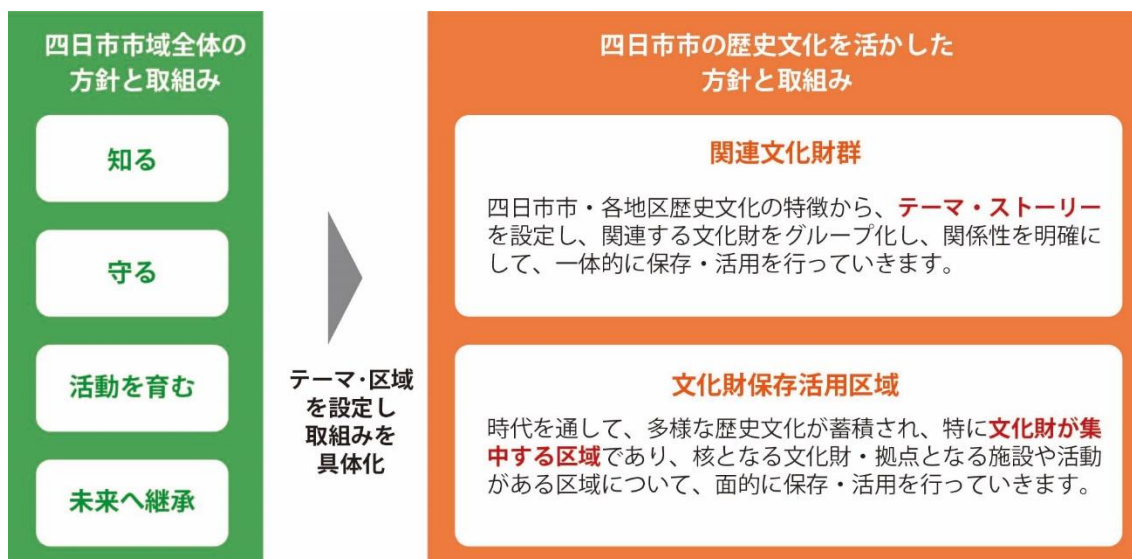
「文化財を**知る**ことで、地域への理解と郷土への愛着を深めます。文化財を地域の宝として**守る**ことに加え、多様な**活動を育む**ことで活用し、**未来へ継承**していきます。」

保存・活用を進めるための方策を、①知る ②守る ③活動を育む ④未来へ継承 の4つに定め、それぞれ、課題、方針、取組みを以下に整理します。



3. 四日市市の歴史文化の特徴を活かした一体的・総合的な保存・活用

下記の通り関連文化財群および保存活用区域を設定して、それぞれ特徴とテーマ・ストーリーを整理します。



関連文化財群（歴史文化のテーマ）

市内に存在する多様で膨大な文化財について、文化財群として関連するテーマを設定し、ストーリーを設定することで、一体的・総合的に文化財の保存・活用を進めていきます。テーマを設定することで、市内の文化財を文化財群としてグループ化し、関係性を明確にし、価値付けを行います。

分布状況を地図上に落とし込むことで、地理的特性をわかりやすく表現します。また、取組みの中心となる活動や拠点施設を整理します。

第3章で整理した歴史文化の特徴のなかから、本計画の計画期間のうちに、先行的に取り組む保存・活用のためのテーマを関連文化財群として設定します。なお、今回設定を行わない歴史文化の特徴についても、今後、関連文化財群の設定を検討していきます。

文化財保存活用区域

文化財が集中して存在する区域で、その周辺環境を含め文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域を設定し、地域の特徴を活かした魅力的な空間の創出を図ります。本計画では、核となる文化財を中心に、質・量ともに豊富な文化財が面的に広がる地域であり、また既に歴史文化に関連する団体や活動、事業が行われており、取組みのさらなる発展を望むことのできる区域を「文化財保存活用区域」として設定します。